

法人文書開示決定書（大部分非開示）に対する審査請求書

国立研究開発法人国立循環器病研究センター 御中

令和2年12月27日

次のとおり審査請求する。

1. 審査請求人の氏名及び住所

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

審査請求人（開示請求人） 代表 多田 雅史



〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-35 ハイエスト久屋5F

柴田・羽賀法律事務所内 多田携帯：080-1566-3428

2. 審査請求に係る処分

法人文書開示決定通知書（国循セン発総第20122301号、令和2年12月23日）

3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和2年12月27日

4. 審査請求の趣旨

請求人が、令和2年10月6日、開示請求した3件の法人文書について、一部開示した文書を含めて、すべての法人文書を開示せよ。

5. 審査請求の理由

(1) 請求人が、令和2年10月27日、開示請求した法人文書は、以下のとおりである。

1. 請求者及び国立循環器病研究センター（以下「国循」という）間の医療過誤事故の損害賠償請求事件（名古屋地裁平成25年（ワ）第5249号）において、同判決（平成29年3月17日判決）に対して、国循は、平成29年3月22日、名古屋高等裁判所へ控訴した。その控訴の理由及び経緯等を記載した国循の組織内の記録又は決裁にかかる文書の開示を請求する。

(2) これに対する貴殿の回答は以下のとおりである。

<特定した法人文書>

- ① 「B Z D 事案の控訴及び供託金手続きについて」(決裁文書)
- ② 「損害賠償請求控訴事件にかかる控訴理由書の提出について」(決裁文書)

<不開示とした部分>

【特定した法人文書①について】

- (1) 職員の氏名及び印影、原告の氏名及び住所、原告の診療を担当した医師の氏名、元理事長の本籍地及び氏名、現理事長の本籍地並びに登記官の氏名
- (2) 弁護士の氏名、(弁護士事務所の)住所、電話番号及びF A X 番号
- (3) 登記官の印影及び国裾の印影
- (4) 検討会議事録の打ち合わせ内容
- (5) 委任契約書の費用・着手金及び報酬金の記載

【特定した法人文書②について】

- (1) 職員の氏名及び印影、原告の氏名及び住所、原告の診療を担当した医師の氏名、研究者の氏名
- (2) 弁護士の氏名、(弁護士事務所の)住所、電話番号及びF A X 番号
- (3) 事件番号
- (4) 控訴理由書の内容の一部

<不開示とした理由>

【特定した法人文書①について】

- ・上記(1)に掲げる事項は、いずれも、法第5条第1号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当します。これらの情報は、慣行としても公にされておきませんので、同号の規定に基づき、不開示といたします。
- ・上記(2)に掲げる情報は、これを開示することにより、法人である特定の法律事務所及び当該事務所に所属する弁護士が委任を受けた個別事案の内容が公になります。弁護士が実際に取り扱う個別案件の内容が公になった場合、それにより弁護士の価値観や信条を推認させる情報が公になり、それによって、当該弁護士の営業権等の正当な利益を害するおそれがあります。また、当該法律事務所はH P を開設しており、そこに記載されている内容により、住所、電話番号又はF A X 番号のいずれかが明らかになれば、法律事務所の特

定は、検索により容易に可能となります。

以上より、これら情報は、いずれも法第5条第2号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示といたします。

- ・上記（3）の登記官の印影及び国循の印影については、これを公にすることにより、文書の偽造等に悪用され、登記官及び国循の正当な利益を害するおそれがあります。したがって、これら情報は、いずれも法第5条第2号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示といたします。
- ・上記（4）の検討会議事録の打ち合わせ内容については、個別事案に関して、弁護士が国循に対して行った法律上の見解についての記述になります。これを公にした場合、国循からの相談に対し、弁護士が自由に意見を述べることができなくなり、委任に基づく正当な活動を行うことができず、当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害することになります。また、国循としても、公にすることにより、弁護士に対し法律上の相談が行いにくくなるほか、訴訟上の方針が明らかになり、現在、この裁判と同じ原告から複数の裁判が現に提起されている状況に鑑みれば、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあります。

以上のことから、これらの情報は、法第5条第2号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、及び法第5条第4号二の争訟にかかる事務に関し、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示といたします。

- ・上記（5）の委任契約書の費用・着手金及び報酬金の記載は、これを公にすることにより、当該法律事務所の競合先が、当該法律事務所の具体的な事件における着手金や報酬等の水準を知ることになり、当該法律事務所の正当な競争上の地位を害することになります。したがって、これらの情報は、これらの情報は、法第5条第2号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示といたします。

【特定した法人文書②について】

- ・上記（１）に掲げる事項は、いずれも、法第５条第１号の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当します。これらの情報は、慣行としても公にされておきませんので、同号の規定に基づき、不開示といたします。
- ・上記（２）に掲げる情報は、これを開示することにより、法人である特定の法律事務所及び当該事務所に所属する弁護士が委任を受けた個別事案の内容が公になります。弁護士が実際に取り扱う個別案件の内容が公になった場合、それにより弁護士の価値観や信条を推認させる情報が公になり、それによって、当該弁護士の営業権等の正当な利益を害するおそれがあります。また、当該法律事務所はHPを開設しており、そこに記載されている内容により、住所、電話番号又はFAX番号のいずれかが明らかになれば、法律事務所の設定は、検索により容易に可能となります。

以上より、これら情報は、いずれも法第５条第２号イの公にすることにより、当該法人等又は当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するものとして、不開示といたします。

- ・上記（３）の事件番号については、裁判所のウェブサイト上に掲載されている情報であれば慣行として公にされている情報と解すべきであるが、本件訴訟の事件番号はウェブサイトに掲載されている事実は認められなかったため、法第５条第１号イには該当いたしません。したがって、事件番号は法第５条第１号の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものに該当するものであり不開示といたします。
- ・上記（４）の控訴理由書については、裁判所のウェブサイト上で閲覧可能である本件訴訟の第一審判決（名古屋地裁平成２５年（ワ）第５２４９号）の内容よりわかる事実については、慣行として公にされている情報として開示いたします。しかし、それ以外の情報については原告の診療に関する情報等、個人に関する情報であり、公にすることが予定されている情報であるとは考えられず、法第５条第１号イには該当いたしません。法第５条第１号ロ及びハにも該当する事情は認められないことから、法第５条第１号の個人に関する情報として不開示といたします。また、このような個人情報を公にすることによ

り、国循に対して訴訟をすれば個人情報公開されることをおそれ、患者の受診が減り、企業経営上の正当な利益を害されるおそれがあります。第5条第4号トの独立行政法人等が経営する事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれに該当するものとして、不開示といたします。

(3) しかしながら、以上の貴殿の法人文書の不開示理由は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条の不開示事由のいずれにも該当しないため、貴殿は、行政事件訴訟法第12条4項が示す行政庁であり、開示請求された法人文書を開示する義務があるので、速やかに、開示請求された法人文書の全面開示を請求する。

(4) また、貴殿は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第18及び19条により、審査請求された事案について、速やかに、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないことが法定されているところ、貴殿は、複数の開示請求に対する諮問を半年以上にわたり放置し懈怠している。したがって、請求人は、近々、法人文書の開示及び諮問手続きを求める訴訟を名古屋地方裁判所へ提訴する。

(5) なお、貴殿が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に違反する行為を重ねていることは、厚生労働省医政局研究開発振興課長笠松淳也様及び同 国立研究開発法人審議会高度専門医療研究評価部会にも、再三、伝達している。

以 上